項第一号中「次項第二号ロにおいて同じ。）、沿海運輸業」を「次項第二号イにおいて同じ。）又は沿海運輸業」に改め、「又は漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。同号において同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　建設業又はひき船業の用に供されている船舶　四十年

第二十五条第十五項中「第十号」を「第八号」に改め、同項第一号中「及び農林水産大臣」を削り、同項第二号中「船舶で」を「次に掲げる船舶で」に、「期間（以下この号」を「期間（イ」に改め、「（次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。）」及び「及び農林水産大臣」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　海洋運輸業の用に供される船舶

ロ　沿海運輸業の用に供される船舶

第二十五条第十五項第二号に次のように加える。

ハ　建設業又はひき船業の用に供される船舶でその船齢が耐用年数（所得税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であるもの

第二十五条第十六項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「譲渡資産である土地等に係る面積に五を乗じて計算した」に改め、同項各号を削り、同条第十八項中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同条第三項」を「法第三十七条第三項」に改め、同条第二十二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第二号中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同条第二十六項を削り、同条第二十五項中「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は第十五項各号の規定により船舶を指定したときは」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第九号」を「第七号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第三十七条第八項に規定する政令で定める日は、同条第四項に規定する取得指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同条第八項に規定する資産の取得をすることができるものとして同項の所轄税務署長が認定した日とする。

第二十五条の二第二項中「第九号」を「第七号」に、「同条第九項の」を「同条第十項の」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に、「同条第九項第二号」を「同条第十項第二号」に改め、同条第六項中「第三十七条第九項」を「第三十七条第十項」に改める。

第二十五条の四第二項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同条第五項中「法人の合併」を「取得をした法人の合併による消滅」に改め、「及び当該」の下に「取得をした」を加え、同条第八項第三号中「次項」の下に「及び第十項」を加え、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第二号中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同条第二十一項とし、同条第十三項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第三十七条の五第二項において準用する法第三十七条第八項に規定する政令で定める日は、同条第四項に規定する取得指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で法第三十七条の五第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることができるものとして同条第二項において準用する法第三十七条第八項の所轄税務署長が認定した日とする。

第二十五条の八第七項第二号中「分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいい、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）」を「同号に規定する分割法人」に、「同項第二号」を「同号」に改め、同条第九項中「第三十七条の十第三項第四号」を「第三十七条の十第三項第五号」に改め、同条第十項中「第百二十条第四項」を「第三十七条の十第三項第八号」に改め、同条第十四項中「第百二十条第四項」を「第百二十条第六項」に改め、同条第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第二十五条の九第十四項の表第百二十条第三項第四号の項中「報告書」の下に「又は当該報告書に準ずる書類」を加え、同表第百六十六条の項中「報告書」の下に「若しくは当該報告書に準ずる書類」を加え、同条第十五項中「報告書」を「報告書又は当該報告書に記載すべき事項を記録した第二項に規定する電子証明書等に係る第一項に規定する電磁的記録印刷書面」に改める。

第二十五条の十の二第九項第三号中「及び第二十五号」を「、第二十五号及び第二十六号」に、「又は第二十五号」を「、第二十五号又は第二十六号」に改め、同条第十四項第七号中「この号、第九号、第十八号及び第十九号」を「この項」に、「同項第一号」を「同条第三項第一号」に、「）の株式若しくは出資」を「）の株式（出資を含む。第十号及び第二十号から第二十二号までを除き、以下この項において同じ。）」に、「株式若しくは出資（」を「株式（」に、「合併法人の株式若しくは出資」を「合併法人の株式」に改め、「又は出資」を削り、同項第九号中「（出資を含む。以下この号及び第十九号において同じ。）」を削り、「されるもの」の下に「で、当該株式が同項第二号に規定する分割法人（以下この号及び第十九号において「分割法人」という。）の同項第一号に規定する発行済株式等（次号、第十九号及び第十九号の二において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法第三十七条の十第三項第三号に規定する法人の株主等がその法人の行つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（当該法人の株主等に同項第三号に規定する完全子法人（以下この号及び第十九号の二において「完全子法人」という。）の株式のみの交付がされるもので、当該株式が同項第三号に規定する現物分配法人（以下この号及び第十九号の二において「現物分配法人」という。）の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限る。）により取得する当該完全子法人の株式で、当該完全子法人の株式の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの

第二十五条の十の二第十四項第十八号中「若しくは出資」を削り、同項第十九号中「されるもの」の下に「で、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十九の二　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき法第三十七条の十第三項第三号に規定する法人の株主等がその法人の行つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付がされるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限る。）により取得する当該完全子法人の株式で、その取得する当該完全子法人の株式の全てを、当該株式分配の日に特定口座（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの

第二十五条の十の二第十四項第二十五号中「第三十七条の十四第五項第二号に」を「第三十七条の十四第五項第三号に」に改め、「同じ。）」の下に「又は累積投資勘定（同項第五号に規定する累積投資勘定をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「からの」を「から」に改め、同号イ中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同号ロ中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、「の規定」を「又はロの規定」に改め、同項第二十六号中「からの」を「から」に改め、同号ロ中「の規定」を「若しくは⑵又はハ⑴若しくは⑵の規定」に改める。